

京都市告示第 47/号

京都市駐車場条例施行規則第 3 条ただし書の規定に基づき、次のとおり入退場時間を変更するとともに、これに伴い京都市駐車場条例第 15 条の 2 の規定に基づき、駐車料金を減免します。

平成 17 年 3 月 28 日

京都市長 榎本 頼兼

1 入退場時間の変更

駐車場名	変更する期間	変更する入退場時間	現行入退場時間
京都市 山科駅前駐車場	平成 17 年 4 月 1 日 から同年 9 月 30 日 まで	午前 5 時から 翌日の午前 0 時 30 分まで	午前 7 時 30 分から 午後 10 時 30 分ま で

2 駐車料金の減免

京都市山科駅前駐車場について、平成 17 年 4 月 1 日から平成 17 年 9 月 30 日までの期間の駐車料金を次のとおり減免します。

(1) 駐車料金の減額

午後 9 時から翌日の午前 9 時までの普通駐車料金を 1,500 円から 1,200 円に減額します。

(2) 駐車料金の免除

ア 平日（土曜日を除く）午前 5 時から翌日の午前 0 時 30 分までの間、30 分までごとの普通駐車料金の合計が 1,200 円を越えた額を免除します。

イ 平日（土曜日を除く）午前 8 時から午後 8 時までの区分の月ぎめ駐車料金で利用する場合の、午前 5 時から午前 8 時まで及び午後 8 時から翌日の午前 0 時 30 分までの普通駐車料金を免除します。

(建設局都市整備部拠点整備課)